

# 実現方策

- 1 . 基本的な考え方
- 2 . 市民との協働によるまちづくりの推進
- 3 . 市民によるまちづくりに対する支援の充実
- 4 . 計画的・効率的なまちづくりの推進
- 5 . 国や県等との連携
- 6 . 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し



# 第6章

## 1 . 基本的な考え方

本マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた「都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の取り組むまちづくりの基本的な考え方や方向性を示すものです。今後は、この方針に基づき、各分野・事業ごとの調査・計画により事業を展開し、また、都市計画の決定など必要な法的手続き等を適時かつ着実に実現していくことにより本マスタープランの具現化を図ることとなります。

これらの実現に際しては、まちづくりに対する市民意識が高まり、市民ニーズが多様化する中、行政のみが主体的に進めていくということではなく、事業者を含む市民と行政がお互いの立場・役割を理解し、それぞれの特性を活かし、まちづくりに参加することが不可欠となります。

また、近年の人口減少やそれに伴い懸念される都市活力の低下、財源確保の問題などを踏まえると、これからのまちづくりには、国や県などとも連携した計画的・効率的な事業などの展開とともに、これまで以上に市民の理解と協力が重要となるため、情報の共有や市民活動の支援などを積極的に進め、協働によるまちづくりに取り組む必要があります。

## 2 . 市民との協働によるまちづくりの推進

本マスタープランに基づくまちづくりを実現していくためには、まちづくりの主役である市民と、まちづくりの推進・調整主体である行政が、それぞれの主体的な役割のもとに、目標を共有し、協働のもと、まちづくりを推進していくことが必要です。

### 市民の役割

自らの生活の場であるまちを、より安全・快適・便利にしていくことは、まちづくりの主役である市民の権利であり責務でもあります。このため、市民は、自らのまちづくりの担い手として、また、一員としてまちづくりの目標を共有するとともに、まちづくりに積極的・主体的に参加し、市民相互の理解と協力によりまちづくりを進めていくものとします。

まちづくりに大きくかかわる民間事業者等も、まちづくりを担う一員であることを認識し、責任ある行動をとることが求められます。周辺環境との調和に十分配慮しながら地域経済活性化の側面からまちづくりに積極的に協力・参加するものとします。

### 市の役割

市は、市民主体の、市民に開かれた総合的で効率的なまちづくりを着実に展開していかなければなりません。このため、積極的な情報提供により市民との情報共有を進めるとともに、様々な要望の調整を図りながら、市民と行政が共有すべきまちづくりの目標に向け、総合的、計画的、効率的にまちづくりを推進していくものとします。また、必要に応じて、国、県及び関係機関と連携を取り、目標とするまちづくりの実現を図ります。

## 3 . 市民によるまちづくりに対する支援の充実

### 情報提供(情報の共有化)

市民と行政が、共通認識を持ってまちづくりに積極的に取り組むため、広報誌やインターネットなど多様な媒体を活用して、解決すべき課題や基本的な方向性、主要事業などといったまちづくりの情報の提供に努めます。

また、市政懇談会などを通じて、市民のみなさまとのまちづくり情報の交換にも努めます。

### 市民主体のまちづくり組織への支援・育成と連携

まちづくりの普及・啓発や市・民間が進めるまちづくりの支援等を行う各種団体・ボランティア等、市内のまちづくりに関わる組織の発展的な継続・展開への支援を行うとともに、新たな組織の育成にも努めます。

そして、本マスタープランに基づくまちづくりの実現に向けて、これらまちづくり組織との連携を図ります。

### まちづくりへの市民参加の促進

パブリックコメントなどによる広い意見収集、策定組織への参加機会の創出などにより、計画段階からの市民参加と市民意向を反映した計画策定に努めます。

また、住民の手で育まれた「小貝川フラワーカナル」や一部の公園のように、身近な公園の整備・管理や街路樹の植栽などについては、計画段階からの参画やアダプト制度なども活用しながら、地元住民などの参加を促進します。

### まちづくりの人材育成

市民主体のまちづくりを進める上で、重要となる地域のまちづくりリーダーの育成に向けて、講演会や勉強会の開催などを通じて、人材育成の支援を図ります。

また、社会教育、環境教育の中で、次代を担う子供たちのまちづくりへの関心を高めることを検討します。

### 市民によるまちづくりのルールづくりへの支援

地区計画や各種まちづくりに関する協定などきめ細かなまちづくりのルールづくりにあたっては、その普及・活用を促進するとともに、市民参加のルールづくりとそれに基づくまちづくりを支援します。

また、良好な景観形成に向けての意識の共有、啓発を行い、市民参加の景観まちづくりを支援します。

## 4 . 計画的・効率的なまちづくりの推進

### 行政として横断的な取り組みの推進

本マスタープランに基づき、関連計画への反映と、産業、住宅、福祉等の行政分野との総合的な調整・連携を図ります。また、少子高齢社会への対応や環境との共生など、まちづくりの新たな課題に対応した取り組みを推進します。

### まちづくりの推進体制づくり

取手市都市計画運営協議会などを通じた全庁的な合意形成による、本マスタープランに基づく計画的・効率的なまちづくりの推進とその進行管理・調整を図ります。また、市民のまちづくり相談や市民主体のまちづくりを支援するための総合的な窓口機能充実を図ります。

### 計画的・効率的なまちづくりの推進

限られた市財政のなかで、計画的・効率的にまちづくりを実現していくために、事業の緊急性、市民意識、整備効果、効率的財政投資などを踏まえて、都市計画への反映のほか、まちづくり事業・制度の体系的な整備の拡充や施策分野の調整の実施を図ります。

事業の緊急性：市民の安全を守るなど、早急な対応が求められているもの

市民意識：事業実施に対して市民の要望が高い、市民主体の取り組みがみられるなど、理解と協力が得られるもの

整備効果：実施地区のみでなく、市全体や周辺地区においても効果が大きいもの

効率的財政投資：既存ストックの活用などによる効率的な財政投資が可能なもの

#### a . 都市計画への反映

本マスタープランに基づくまちづくりを、用途地域の指定、都市計画施設の整備、市街地開発事業、地区計画制度の活用等、都市計画に基づく施策実施に反映していきます。

#### b . まちづくり事業・制度の体系的な活用の推進

取手市が抱える様々な市街地整備の課題に対応していくために、国・県等で用意されている事業・制度の積極的な活用を進めるとともに、市の各種事業の組合せや、国・県等による助成への「上乘せ」等により、まちづくりを体系的・効果的に推進します。

#### c . まちづくり事業・制度の拡充

主要生活道路の整備や地区に根ざした施設整備など、新たな取り組みを必要とするまちづくり事業については、国・県等の事業・制度の積極的な活用を進めるとともに、市の独自事業による推進、国・県等の事業・制度の拡充や財政支援などの協力・援助要請により、まちづくり事業・制度の拡充を図ります。

#### d. 民間活力の導入

財政負担の軽減や事業の早期実現、効果的な施設運営などの観点とともに、市民との協働・市民のまちづくりへの参加促進の観点も踏まえて、適正な誘導のもとに民間活力の導入を図ります。

## 5. 国や県等との連携

### 国、県への働きかけ

広域幹線道路や利根川沿岸等、広域的な位置づけと整備にあたっての支援が必要なものについて、国・県における計画・事業上の位置づけ等を要請していきます。また、市の権限、財政力には限界があることを踏まえ、国や県の制度拡充や財政的な支援を積極的に働きかけることにより、まちづくりに対する市民の多様なニーズへの対応を図ります。

### 周辺市町等との都市間連携

広域的な都市計画の調整やまちづくりの情報交換等を相互に図るため、周辺市町との連携を図ります。また、常総地方広域市町村圏事務組合、取手地方広域下水道組合などによる、広域的な視点からの効率的な行政を図ります。さらに、災害時の相互支援などにおける他都市との連携を進めます。

## 6. 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

本マスタープランに基づくまちづくりが着実に実施されるよう、本市ですでに実施している行政評価とも連動しながら、その進捗状況を評価・管理するとともに、必要に応じて見直しを図るなど、適切な進行管理に努めます。

また、本マスタープランは、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、都市間競争の激化、市民のライフスタイルの多様化、地球規模となった環境問題などの本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた上で策定した、概ね20年後の将来を見据えた計画です。

しかし、このような社会経済情勢は常に変化をみせており、今後もこの変化に伴い、関連法制度等の改正や総合計画等上位計画の変更・見直しなどが行われることも想定されます。

そのため、本マスタープランの内容についても、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や総合計画の見直しなどにあわせ、これらとの整合を図りながら、必要に応じて見直しを図り、その後の事業展開などに反映させることにより、社会経済情勢を踏まえたまちづくりの効率的・効果的な推進に努めます。